

北本市住民自治条例制定プロジェクト・チーム設置規程

平成18年6月7日

訓令第12号

(設置)

第1条 北本市住民自治条例の制定に当たり、住民自治条例に関する研究を行うため、北本市組織規則（平成16年規則第1号）第11条第1項の規定に基づき、北本市住民自治条例制定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 北本市住民自治条例の制定に関すること。
- (2) その他住民自治条例に関すること。

(組織)

第3条 チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバー13人で組織し、別表に定める者を市長が任命する。

2 リーダーは、チームを代表し、その事務を掌理する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 チームの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

2 リーダーが必要と認めたときは、会議に関係者以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 チームの庶務は、秘書政策室において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成19年訓令第13号)
この訓令は、公布の日から施行する。

別表

所 属	職名	氏 名	備 考
情 報 管 理 課	課長	加藤 一男	リーダー
地 域 づ く り 課	課長	小林 公一	サブリーダー
産 業 振 興 課	主席主幹	鈴木 協治	
秘 書 政 策 室	主幹	田中 正昭	
総 務 課	主幹	服部 孝	
財 政 課	主幹	江口 誠	
保 険 年 金 課	主幹	福浦ひとみ	
議 会 事 務 局	主幹	大熊 純司	
秘 書 政 策 室	主査	奥山 誠	
教 育 総 務 課	主査	山本 浩之	
税 務 課	主任	木持 裕子	
中 央 公 民 館	主任	佐藤 慎也	
情 報 管 理 課	主事	福島 洋輔	